

会議名称	平成21年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成21年5月28日(木) 14時00分～15時10分	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、井上委員、柴田委員、菅沼委員、夏目委員、森村委員、大槻委員、奥山委員、斉藤委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、青山委員、茶谷委員
	実施機関	田部井人材育成課長、本橋課税課長、南雲国保年金課長、横山建築課長、井上防災課長、渡辺区民生活管理課長、大井定額給付金対策担当課長、武井高円寺事務所担当課長、原田介護保険課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、有坂情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・平成20年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成21年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・ 会議次第 ・ 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」 ・ 平成21年4月1日組織機構改正に伴う事務局職員の変更について

【会議内容】

- 1 平成20年度第5回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第1号	職員研修に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第2号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(追加)	答申
諮問第3号	住民税賦課徴収情報伝送システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
諮問第4号	住民税(個人分)システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
諮問第5号	国民健康保険システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
報告第1号	長期優良住宅建築等計画の認定等に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第6号	長期優良住宅建築等計画の認定等に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第7号	長期優良住宅建築等計画の認定申請台帳管理システムに関する個人情報の項目について(新規)	答申
諮問第8号	既存建築物の耐震診断・耐震改修促進指導に関する業務の外部委託について(新規)	答申

(次頁へ続く)

報告第2号	災害情報等の通報に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第9号	災害情報等の通報に関する業務の外部委託について（新規）	答申
報告第3号	基幹統計調査に関する業務の登録について（変更）	報告了承
報告第4号	定額給付金給付等に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第5号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の登録について（追加）	報告了承

会長	<p>定刻になりましたが、全く異例だと思うのですが定足数が足りていないので、まずは座談会ということで進めて、出席予定の方が来られて定足数が足りた時点で追認していただきます。初めは諮問についての採決等はせず、報告や諮問についてのご説明等をいただいた上で最終的な議決は後にし、定足数が足りた時点で、それまでの議事については、会議上追認ということで成立させるということでしょうか。誠に便法で申し訳ないですが。</p>
	(異議なし)
会長	<p>本日は、ご多忙のところ、また雨の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。今申し上げましたようになかなか定足数に達しないのも、日程変更をしたためです。その点も重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>「平成 21 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。欠席委員の確認をお願いします。</p>
政策法務担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨のご連絡がありました委員の皆様は、大橋委員、高橋委員、富岡委員、藤本委員、柳澤委員の 5 名です。なお、大槻委員からは、少し遅れるというご連絡をいただいています。</p>
会長	<p>その他、事務局から連絡事項はありますか。</p>
政策法務担当部長	<p>今般、区役所で組織改正がありました。それに伴い事務局職員の変更がありましたので、ご報告いたします。お手元に「平成 21 年 4 月 1 日組織改正に伴う事務局職員の変更について」という資料を配付しています。今般の組織改正により、新たに政策経営部に政策法務担当部が設置されました。このことに伴い、これまで審議会の事務局は区長室が所管していましたが、新たに政策法務担当部が担当することになりました。それに伴い、事務局職員の所属・職が記載のとおり変更になっていきますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。私からは以上です。</p>
会長	<p>議題に入りますが、会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議を進めたいと思います。それでは先ほど申し上げたような形で、進めたいと思います。最初に会議録の確定についてですが、事務局から補足・修正等、また皆様方から修正等のご意見はありますか。</p>
法務担当課長	<p>事務局から訂正が 1 箇所あります。19 頁の下から 4 つ目の枠ですが、ごみ減量担当課長の発言の箇所です。「その方の生活の本居になる所を特定していく」という所があります。「本居」ですが、これは「居」という字は「本拠地」の「拠」です。以上訂正をお願いします。</p> <p>次に事務連絡をさせていただきます。前回の審議会において、「外部委託記録票」の委託の条件で、「個人情報の適切な管理」という表現がわかりにくいという指摘がありました。杉並区では、平成 18 年 12 月に「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」を定めていまして、今回お手元にお配りしています。1 頁に「個人情報の適切な管理」という項目があります。前回、ご案内しましたが、中に 6 点ほどの例示を記載しています。具体的には情報管理責任者の選任や情報の管理体制を整備すること等 6 点ほどが標準的な内容でして、最低限このようなことをその契約の相手方、契約内容に即して規定をしています。この分の説明については、以上です。</p>

会長	ほかに修正等のご意見はありますか。無いようですので、平成 20 年度第 5 回会議録については、暫定的に確定ということにします。次に、諮問事項の審議に入りますが、政策法務担当部長から諮問文を読み上げてください。
政策法務担当部長	～ 諮問文を読み上げ、会長に手渡しする～
会長	諮問文を受け取りました。諮問第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号について、説明をお願いしたいと思います。
諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号、諮問第 4 号、諮問第 5 号	
情報システム課長	諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号、諮問第 4 号、諮問第 5 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	諮問第 1 号「職員研修に関する業務」ですが、資料の 1 頁です。「自主グループ活動」という言葉がありますが、これは公務の一環かどうか。つまり、公務であれば情報公開の対象になると思いますが、そうでなければ対象にならないかと思いますが、そういった観点から教えてください。
人材育成課長	これは政策経営ゼミということにして、研修の一環です。
委員	公務ですね。
人材育成課長	そうです。
委員	同じ頁ですが、セキュリティ対策のことでお伺いします。システムを運用していくに当たって、個人認証を厳格にやらねばならないのは当然のことですが、いま杉並区では、職員の個人認証はどのような形でやっていますか。例えば、ID やパスワードなどですか。
情報システム課長	先ほどの説明で申し上げたとおりで、今回の委託と同じセキュリティですので、ID、パスワードを使った形でのセキュリティ、あるいはネットワークの中身で申し上げますと、VPN で暗号化された情報のやり取りです。
委員	パスワードはいろいろな用途に使われていて、私もフリーメールや mixi にログインする時などに使っていますが、管理はとても大変です。まさか区の職員が、例えばポストイット（付箋）にパスワードを書いてモニターの隅に張っているとかなり加減な管理はしてないと思いますが、そういった意味でパスワードをどう管理しているのか。つまり 1 度受けたパスワードをずっと使い回しているのか、定期的に変えるようにしているのか等、管理の方法を教えてください。
情報システム課長	ID はそのままですが、パスワードについては 3 カ月に 1 回ほどで更新をしています。
委員	3 カ月に 1 回は大変な頻度だと思いますが、大丈夫ですか。もちろん、しっかり管理されているのでしょうか。
情報システム課長	杉並区では、年 4 回更新しています。1 年間でワンサイクルできるのですが、年 4 回それを使い回すというか、自分でできる限り記憶が途切れないような番号なり、あるいはアルファベットを使った形でのパスワードをそれぞれ覚えて管理をしています。
委員	パスワードと ID で認証するというの一般的な方法ではありますが、それは場合によると、他の人がそれを知ったら、なりすましができるわけですね。それに代わる厳格な個人認証用として iKey（アイキー）を使う方法がありま

	<p>すが、そういった方法は考えていないですか。</p>
情報システム課長	<p>今ご指摘いただいた iKey のことも併せて、検討しているところです。例えば、iKey だけではなく同じ機能をカードでもできますので、それも含めてパソコンだけでなく、会議室のキーに利用できるカードとして、今それを検討している最中です。</p>
委員	<p>良いことだと思います。ただし、それをやり過ぎると、大変です。情報漏洩を公開されて、世間的に非常に恥をかいた自治体があり、そこはそのあと非常に厳格にしたのです。それは良いのですが、部屋の出入りのときに必ずノートに何時何分と時間を書くようにしているのです。ところが、そのノートを情報公開請求して見てみると、一日中、全然出ていない。そのようなことは普通ありませんよね。トイレにも行くだらうし、中にはタバコを吸う人もいるだらうし。結局、それが実態的に使われていない。つまり、厳格にやり過ぎたがために、実務とそぐわないこともありますので、厳格にやれば良いという訳ではありません。なるべく簡便な、しかもリスクが高くない形でいろいろ工夫していただきたいと思います。特に、パスワードのことに私がこだわっているのは、なかなか管理するのが大変ですし、忘れたらどうしようと思いますから、そういった意味では、USB トークンにするというのはどうでしょうか。しかもあれは、最近、パスワードを使わない USB トークンもありますが、それが良いのかどうかは置いておいて、いろいろな技術を考えていただきたいと思います。この件は以上です。</p> <p>次に資料の 4 頁です。1 番目に「職員の氏名(戸籍名)」と書いてあります。当区においては、「旧姓使用ができる」という要項があります。それはどうなっているのか。それが 1 点。もう 1 点は、外国籍の職員もたぶんいらっしゃるのではないかと思います。そういった方についてはどうなっているのか。その 2 点をお伺いします。</p>
情報システム課長	<p>個人情報の関係になりますが、実際の職員のデータについては、通常表記されている戸籍名はもちろん、職場で使用している旧姓使用等のデータも使っています。ただ、戸籍名も中に持っていますので、そういったことでの表記です。実際に、例えばネットワーク上で、私宛に何かメールを送る際には、旧姓使用で通っています。ただ、戸籍名というデータも持っています。</p>
委員	<p>そうすると、今回、ここに抽出する個人情報の中には、職員の氏名というのは「(戸籍名)」とだけ書いてありますから、旧姓であるとか、通称名でお持ちの方もいるかもしれない。そういった情報は収集しないということですか。それとも、「(戸籍名)」と書いてある中には、そこも含んでの項目ということですか。そこを聞きたいのですが。</p>
法務担当課長	<p>通常ですと「職員の氏名」は戸籍上の氏名ですから、これは表記が悪いのですが、通称名の場合は「職員の氏名」の所に通称名が入り、戸籍上の氏名も入ります。通称名は特段使わず、戸籍名を使っている方については、「職員の氏名」の所に戸籍上の氏名しか入りません。そういうことをここで表記していません。少しわかりにくくて申し訳ありません。</p>
委員	<p>わかりにくいですね。そういった意味では、外国籍の方には戸籍はないわけですから。</p>

法務担当課長	はい。通称名をお使いになっていて、通称名と戸籍名が違う方は、1の所に2つ入ります。委員のご指摘と同じで、氏名といえば、普通は通称名で戸籍名と一緒にですが、戸籍名が違う方だけ、戸籍名の所に入ってしまうわけです。
委員	わかりました。結構です。
委員	諮問第1号について教えてください。今まで職員の研修を、23区一体でやっていて、何年か前に杉並区が独立というか抜けるというか、そういう経過があったと思うのです。それを踏まえて、今回、さらに民間委託をするということは、研修の質の向上と、効率的・効果的な運営をするための提案だと思うのです。こうすることが職員の質の向上につながるのだと、その辺をどう整理をされてきたのかということについて、概略で、簡単に結構ですが、教えていただけたらありがたいのですが。
人材育成課長	23区の共同研修から抜けたということですが、そこでは23区全体の職員の能力向上を図るものであり、一般的な公務員のあるべき姿のようなものを教えるという所です。杉並区の場合はそれだけではなくて、杉並区の職員としての能力に、より磨きをかけるべきだということで、杉並区独自の体制を執りました。 今まではどちらかというと、研修業務は作業的な部分がかなりあり、研修所の職員はそちらに手が取られていました。そういったところを軽量化して、企画とかカリキュラムの内容を充実させていきます。また研修が業務から独立するのではなく、OJTと結びつける仕組みを作っていく等、そちらにより力を注ぐという考え方で、このような委託を導入することとしました。
委員	もう1つ、2頁の一覧表に整理し示されているのですが、企画・計画は人材育成課がやるということですが、中の印で「両者提案」というのがありますが、これはどう見たらいいのですか。
人材育成課長	主体はあくまでも区ですが、区だけで考えるよりも、業者から適切な講師の候補や、効果のあった研修実例等の情報をいただいて、最終的に区が決めていくということを表したものです。
会長	ほかにありますか。なければ諮問第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、確定ではなくてペンディングにしておきます。整理した段階で、改めて決定か否かを諮りたいと思います。 次に、報告第1号、第2号、諮問第6号、第7号、第8号、第9号をまとめてお願いします。
報告第1号、諮問第6号、諮問第7号	
情報システム課長	報告第1号、諮問第6号、諮問第7号について説明する。
報告第2号、諮問第8号、諮問第9号	
法務担当課長	報告第2号、諮問第8号、諮問第9号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見、ご質問ございますか。
委員	質問です。22頁、コールセンターの所ですが、電話で対応するときに、受ける側が想定していないような情報を相手方がしゃべることがあると思うのです。例えば「お隣さんが何とかで、うちは危ないのよね...」とか、「母親が介護保険を受けていて...」とか言うことがあるかも知れません。そういった場

	合には、どうすることになっているのですか。
防災課長	今の件につきましては、防災課のほうでも登録できますので、あまり込み入った件になりましたら防災課で対応しますので、こちらに回していただくような対応になると思います。
委員	質問の趣旨はどう対処されますか。
法務担当課長	趣旨については、もちろんサービス業務ですから、相手方がお話されるのは自由ですし、受け答えもいたしますが、記録はしません。
委員	なるほど。
法務担当課長	ですから項目として挙げません。
会長	ほかにありますか。ありませんか。 現時点で委員数が丁度、定足数の14名だと思うのですが、どうでしょうか。
法務担当課長	14名です。
会長	定数を満たしていますので、会議として成立しましたので、今まで行われてきました審議について追認をお願いして、改めて前回議事録、諮問の1号から、先ほどご審議いただいた諮問第5号までについて、決定か否かをお伺いしたいと思うのですがいかがでしょうか。
委員	諮問の第2号、第3号、第4号については保留をさせていただきたい。
会長	諮問第2号、第3号、第4号について保留ですか。
委員	はい。
会長	ほかにありますでしょうか。なければ諮問第1号、第2号、第3号、第4号、第5号について決定といたします。ただし、第2号、第3号、第4号について保留1ということです。 今の報告第1号、報告第2号、諮問第6号、第7号、第8号、第9号について、ほかにご質問、ご意見ございませんか。 なければ報告第1号、報告第2号は承ったことにいたします。諮問第6号、第7号、第8号、第9号については決定ということにいたします。 次に、報告第3号、第4号、第5号について説明をお願いします。
報告第3号、報告第4号、報告第5号	
法務担当課長	報告第3号、報告第4号、報告第5号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただ今の説明にご質問、ご意見ありますでしょうか。
委員	22頁です。今回、統計法が全面的に改正されたわけですが、当区には個人情報保護条例があります。ほかの自治体の条例ですと、例えば、その統計法に規定されているものは適用除外だとか、そういったものが載っている区があります。当区はそういった規定が無かったと思います。そういうのは無くていいのかどうか、全体的によくわからないのです。 もう1つは行政情報です。総務省とかいろいろな所から頼まれて利用するというようなことが、これからあり得ると思います。その場合には、個人情報保護条例との関係でどうなるのか。何らかの規定が必要なのではないかと。もしかしたら先ほど申し上げた適用除外のようなことが必要になるのかなと思いますが、その辺はどうですか。
法務担当課長	まず、委員ご指摘の法令に根拠がある場合というのは、いろいろな作りがあ

	るわけですが、外部提供とかそういった場合ですね。個人情報の登録というのは法令に根拠があっても、私の知る限りでは、どの区でも、個人情報の登録をしないというようなところには、なっていないように思われます。要するに、法令の規定に基づいて収集する場合でも、いわゆる登録はしなくていいというような規定ではなかったと思います。
委員	登録というよりは、統計法などで定めがあった場合には、例えば、区の個人情報保護条例を適用してその個人情報を外部に提供しないとか、適用除外というような作りがあるのですが、そういうのは杉並区の場合、関係ないのですか。
法務担当課長	区の個人情報保護制度というのは、まず登録から始まり、収集・外部提供とか、そういう作りになっています。いま委員がおっしゃっているのは、全部の部分について適用しないということですか。
委員	いや、外部提供などのことです。
法務担当課長	外部提供などは、杉並区でも、法令に根拠がある場合については、この審議会には諮問をしません。諮問をしなくても、法律に根拠があれば外部提供できるということになっています。法令に根拠がない場合はご意見をお伺いすることになっています。これは私の知る限り 23 区共通です。
委員	そうですか。わかりました。結構です。
会長	ほかにありますか。
委員	25 頁の定額給付金対策に係る支給対象者の所で、DV の支給対象者のことがいろいろ書いてありますが、具体的にどのくらいの人数か、その数だけ教えていただきたいと思います。
高円寺事務所担当課長	昨年度 1 年間、福祉事務所あるいは子ども家庭支援センターなどで DV に関してご相談を受けた件数は、総数ですと 100 件近い方がいらっしゃるのですが、今年度すでに相談がありましたのは、5 月半ばの時点で 37 件です。
会長	ほかにありますか。
委員	すみません。続きの質問が 2 つあります。DV の支給対象者のことについてですが、25 頁。支給対象者の です。「確認できる者」とありますが、これはどうやって確認できるのでしょうか。
高円寺事務所担当課長	の部分で、「他の市区町村で DV 被害者等であることを理由に定額給付金等の支給が受けられないことが確認できる者」ということなのですが、基本的にこの 2 月 1 日現在、杉並区内に居住していることが確認でき、DV の相談を受けているということが確認できた方については、住民登録をしている所で定額給付金は支給されていないということ、一応前提に、ご本人の申し出をもとに判断させていただいているところです。
委員	ということは、これは確認というよりは、推定と言いますか、つまり、その夫との関係は、DV の関係にあるわけだから、そこに行って、「私の分をちゃんとくれよ」というような事はやらないだろうという、そういう前提でやっているということでしょうか。つまり、「確認できる者」という文言にはなっておりますが、そういうことでしょうか。
高円寺事務所担当課長	そういうことです。
委員	次は 27 頁です。対象者を特定する場合にいろいろな条件がある訳ですが、

	<p>と について。 は預貯金の金額ですが、これが、この金額以下であるということは、どのようにして証明するのか。関連して、申請手続の中に「預貯金通帳の写しを提出する」とありますが。これはつまり残高証明などでは無く、通帳のコピーを差し出し、その方が「私の全財産はこれですよ」と言えば、それでOKで、証明力になるということでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>委員がおっしゃるとおり確認につきましては、預貯金のコピーを考えております。</p>
委員	<p>私はもちろん善意、性善説で考えておりますが、あるものを証明することはできるのですが、ないものを証明するのはとても難しいと思うのです。本当にその人の全財産がそれだけなのか分からない。</p> <p>もう1つ、次に不動産の証明もありますね。不動産の登記簿など、だいぶコンピューターに入っていますが、名寄せがきちんとされているわけではないでしょうし、この人の不動産はこれだけだという証明は、たぶんできないのではないかと思います。これはどのようにして証明力を持たせるのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>まず1点目の貯金の証明ですが、持参された証明の中に、確かに金額はゼロだけでも、その中に例えば年金収入が振り込まれていないとか、明らかにこれは別の貯金通帳を持って来ているような場合につきましては、もう1回確認します。ただその中で、年金等が支給された貯金通帳だけを持って来られた場合は、基本的にはそれを信用します。住宅不動産につきましてはご本人の申告で、それを信じます。</p>
委員	<p>あと、世帯収入を調べるわけですね。そうするとご本人以外の方にも、「あなたはいくら持っていますか」と。家族に対して、全部さらけ出せと。そういう話なのですかね。</p>
介護保険課長	<p>この申請につきましては、申請の時点で住基画面と突合して確認させていただきます。</p>
委員	<p>それはつまり家族の中でほかに、どんな構成員がいるかというのは、それでわかるのですが、その方々の収入も必要になるわけです。つまり、世帯の収入はいくらか、という規定があるわけですから。</p>
介護保険課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>ご家族も、お子さんたちも通帳を持っている人は、「私の通帳はこれだけで、現金はこれだけです」と、見せる作業が必要になるということでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>現金を見るということは考えておりませんが、基本的には、預貯金等については、通帳で確認したいと思っております。</p>
委員	<p>そうすると、銀行から現金を下ろして持っていたりすると、それはわからないということですね。</p>
介護保険課長	<p>申請の時に、「手持の現金を確認するので、持参してください」というのは、難しいと思います。基本的に、もしその方が貯金をしないで、たんす預金をしているような場合は、自宅にまで行って確認するということはできませんので、確認のしようがないと思っています。</p>
委員	<p>わかりました。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかにありますでしょうか。なければ報告第3号、第4号、第5号は承った</p>

	ことにいたします。
委員	暫定的に会議録が承認されておりましたが、定足数に達した時に確認していただきましたか。
会長	確認いたしました。
委員	それなら結構です。
会長	ただいまご審議いただきました諮問事項について、答申に移りたいと思います。答申の案文の配布をお願いいたします。
	(答申の案文の配付)
会長	この内容でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは答申文を政策法務担当部長にお渡ししたいと思います。
	(答申文を手渡す)
政策法務担当部長	<p>本日は雨の中、また足元の悪い中、ご出席くださいまして本当にありがとうございました。また、開会にあたり少し不手際がありましたこと、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。</p> <p>実は本日の審議会をもちまして、今期の審議会委員の任期である2年の満了ということになります。この2年間、本当に皆様方にはお忙しい中、この審議会の審議にご尽力くださいまして厚く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>現在事務局では、次期の委員の選考に向けて手続を進めておりまして、次回の審議会の席上で委嘱ということにさせていただきたいと思っておりますのでご承知おきいただきたいと存じます。私からは以上です。会長から一言ありましたらよろしくをお願いいたします。</p>
会長	いつの間にか2年経ったわけです。「始めは処女の如く後は脱兎 <small>のち</small> の如し」ということがあります。初めは処女の如くであったかどうか分かりませんが、本日は真に脱兎のごとく、こんなに早く終わったのは初めてではないかと思えます。2年間、ご協力本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。
	(拍手)
会長	それでは、次回の日程です。
法務担当課長	委員交替がありますが一応念のためご連絡いたします。7月28日(火)の午後2時からを予定しております。よろしくお願いいたします。
会長	以上で今年度第1回の審議会を終わります。どうもありがとうございました。